

## 9月以降の一般会計予算の執行について

〔平成24年9月7日〕  
閣議決定

平成24年度における特例公債の発行等について定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案」(以下「特例公債法案」という。)は、通常国会の会期末を間近に控えた現時点においても、依然として、成立の見込みが立たない状態が続いている。このため、現時点では、本年度一般会計歳入予算に計上した特例公債金38.3兆円は、歳入として見込むことができず、建設公債対象経費以外の財源に充てられる財源は、46.1兆円しか確保できていない状況にある。

政府は、本年度当初から、復興関係予算については速やかな執行を図りつつ、一般会計から特別会計への繰入時期を延期するなどきめ細かな執行管理を行ってきたところであるが、本年度一般会計予算に係る9月末までの支出見込額は38.6兆円<sup>1</sup>に達する見込みであり、特例公債法案の成立が見込めない限り、従来通りの予算執行を続けていくと、一般会計の財源が枯渇する懸念が現実のものとなりかねない。

このため、関連法令の規定や国民生活・経済活動への影響を踏まえつつ、各経費の支払の緊要性を再点検し、可能な限り予算の執行を後ろ倒すことにより、財源の枯渇時期を少しでも遅らせることが必要である。こうした観点から、財政法第34条第2項の規定に基づく支払の計画の承認に関する方針として、特例公債法案の成立の見込みが立つまでの間の一般会計予算の執行について、下記のとおり定めるものとする。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

- ① 特例公債金が財源となる全ての経費について、予算執行の抑制を図るものとする<sup>2</sup>。ただし、以下の経費については、当面は対象外とする。
- イ) 行政活動の維持に不可欠な経費(庁舎借料等)
  - ロ) 国から国民への直接払いの経費(精査の上で必要があるものに限る。ハからへまでにおいて同じ。)
  - ハ) 安全保障・司法・治安関係の経常経費
  - ニ) 緊要性の高い外交活動に係る経費
  - ホ) 災害対策に係る経費
  - ヘ) 経常的な統計調査・観測事業に係る経費
  - ト) 法令・契約で支払時期が定められており、現時点では抑制が困難な経費(医療・介護・生活保護等の地方公共団体向け負担金を含む。)

<sup>1</sup> 建設公債対象経費を除く。各省提出ベース。

<sup>2</sup> 建設公債や特定財源の対象経費は、特例公債を財源とするものではないことから、抑制対象外となる。

- ② 特別会計については、一般会計からの繰入金を財源とする経費について、一般会計に準じた執行抑制を図ることにより、繰入れの抑制を図るものとする。また、引き続き、可能な限り一般会計からの繰入れの延期を図ることとし、一層の取組を行うものとする。

なお、復興事業については、一般会計から復興特会への繰入れも含め、引き続き速やかに執行する。

## 2. 具体的な予算執行抑制方針

### ① 政府部内の支出

いわゆる行政経費（庁費・旅費・諸謝金等）について、原則として、毎月、予算額を12で除した額の50%以下に支払を抑制するものとする。

### ② 独立行政法人等向け支出

独立行政法人運営費交付金及び国立大学法人運営費交付金等については、原則として、3ヵ月毎に、予算額を4で除した額の50%に相当する額以上の交付を留保するものとする。

### ③ 地方公共団体向け支出

地方交付税のうち道府県分の普通交付税については、当面、9月交付分について、9月から11月について月割りの交付とする<sup>3</sup>。

裁量的補助金<sup>4</sup>については、原則として新たな交付決定は行わないものとし、交付決定が済んでいるものであっても、その補助事業の内容を改めて精査し、可能な限り執行を留保するよう努めるものとする。

### ④ 民間団体等向け支出

裁量的補助金については、基本的に地方公共団体向けと同様の対応とし、私学助成については、交付時点において、国立大学法人運営費交付金と同様の対応とする。

その他、法令において支払時期が定められていない経費については、できる限り支払の延期を図るものとする。

- ⑤ 国会・裁判所・会計検査院所管の予算についても、上記に準じた対応を行うよう、要請するものとする。

## 3. 支払予定先の資金繰りへの配慮

政府として、支払予定先において余裕資金や民間借入れ等の活用が困難な場合の資金繰りや追加借入れに伴う財務への影響等について、必要な配慮を行う。

---

<sup>3</sup> 月割りで7,184億円。

<sup>4</sup> 補助金等のうち、義務的経費（人件費、補充費途その他支出が法定されている経費等）に該当しないもの。

#### 4. 更なる対応の検討

上記の対応によっても、特例公債法案の成立が見込めない限り、早晩、一般会計の財源は枯渇する。

このため、今後の状況に応じて、予算執行抑制のための法的措置も含め、更なる対応を検討し、本方針について必要な見直しを行うものとする。